

2 大気関係資料

表 2-1-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 2-1-2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
ア ク リ ロ ニ ト リ ル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水 銀	年平均値 $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニ ッ ケ ル 化 合 物	年平均値 $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下

表 2 - 2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ／時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20 t／日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ／時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及びカ焼炉	原料の処理能力が1 t／時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg／時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6ℓ／時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg／時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5 t／時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20ℓ／時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg／時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3ℓ／時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg／時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg／時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg／時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ／時以上
24	鉛の第2次精練又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10ℓ／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg／時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20 t／日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ／時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35ℓ／時以上
32	ガソリン機関	

表 2 - 3 - 1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2 - 3 - 2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研摩機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

(備考) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

表 2 - 4 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上1㎡未満であるもの ② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5㎡未満であるもの ③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30ℓ以上50ℓ未満であるもの ④ 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が2㎡以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

（注）1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	0.20 g / N m ³
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	塩化水素	80 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10～20 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10～30 mg / N m ³

表 2－5 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類の種類

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50kℓ以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1日の取扱量が30kℓ以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30kℓ以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態で沸点が150℃以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態で5容量比パーセントの留出量となるときに温度が150℃以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の2に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表 2 - 7 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、平成16年度）

[illegible]

(資料：環境政策課)

(注1) 住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

商：近隣商業地域・商業地域、 準工：準工業地域、 工：工業地域、
未：用途地域が定められていない地域（以下の表において同じ。）

(注2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 8 - 1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、平成16年度）

市町村	測定局	用途 地域	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO ₂ ）													窒素酸化物（NO + NO ₂ ）						設置 主体		
			有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	1時間値が 0.2ppmを超 えた時間数 とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその 割合		日平均値が 0.06ppmを超 えた日数とその 割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその 割合		日平均 値の年 間98% 値	98%値評 価による 日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数 （注）	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値		年平均値 NO2 （NO+NO2）	
												日	%	日	%	日	%	日	%										日
福井市	麻生津 福井一 センタ 石盛合 河大宮 順化商 今市社	未住 住 未住 住 住 住 住 住 住 住	361	8648	0.009	0.316	0.041	361	8649	0.014	0.102	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.029	0	361	8648	0.023	0.418	0.069	61.4	県 県 県 市 市 市 市 市 市
			364	8708	0.009	0.160	0.038	364	8708	0.016	0.055	0	0	0	0	0	0	0	0	0.032	0	364	8708	0.025	0.202	0.070	62.7		
			360	8612	0.006	0.120	0.036	360	8612	0.012	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	360	8612	0.018	0.155	0.055	68.2		
			364	8726	0.007	0.186	0.038	364	8725	0.013	0.074	0	0	0	0	0	0	0	0	0.030	0	364	8725	0.020	0.237	0.070	64.3		
			365	8704	0.002	0.072	0.013	365	8703	0.009	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	365	8703	0.011	0.108	0.034	82.7		
			353	8448	0.005	0.143	0.028	353	8449	0.014	0.061	0	0	0	0	0	0	0	0	0.028	0	353	8447	0.020	0.189	0.055	73.1		
			365	8738	0.008	0.145	0.034	365	8738	0.016	0.066	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	365	8738	0.023	0.186	0.064	67.2		
			363	8717	0.017	0.209	0.072	363	8717	0.017	0.063	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.033	0	363	8717	0.034	0.258	0.095	49.4		
			363	8717	0.006	0.158	0.024	363	8717	0.011	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	363	8717	0.017	0.191	0.049	67.1		
			362	8718	0.007	0.148	0.034	363	8721	0.009	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	362	8718	0.016	0.196	0.057	58.2		
あわら市	足芦金 中三	羽原津 川国	362	8664	0.002	0.089	0.010	363	8664	0.009	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	363	8664	0.011	0.126	0.032	81.5	県 県 広域圏	
			363	8672	0.002	0.089	0.012	363	8672	0.009	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	363	8672	0.012	0.130	0.033	81.6		
			364	8720	0.008	0.131	0.034	364	8720	0.011	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	364	8720	0.019	0.148	0.055	59.6		
三国町	三国南保育 所宿保育 所安島保 育所	未住 住 住	359	8593	0.003	0.092	0.016	359	8592	0.008	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	359	8592	0.011	0.134	0.037	72.7	県 町 町	
			361	8700	0.003	0.091	0.015	361	8696	0.009	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	361	8696	0.012	0.133	0.039	74.1		
			365	8753	0.002	0.089	0.012	365	8753	0.008	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	365	8753	0.010	0.134	0.036	77.3		
丸岡町 春江町 坂井町 敦賀市	丸岡町 春江町 坂井町 敦賀市 和久野 気比住 武生市 武神明 鯖江住 小浜市 大野市 今立町 若狭町 三	未住 住 住 住 住 住 住 住 住 住	360	8661	0.001	0.097	0.006	360	8661	0.005	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	360	8661	0.006	0.122	0.019	81.4	県 県 県 県 県 市 市 県 県 県	
			363	8666	0.004	0.116	0.016	363	8666	0.012	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	363	8666	0.015	0.158	0.040	76.2		
			353	8451	0.002	0.089	0.015	353	8451	0.009	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	353	8451	0.011	0.128	0.033	80.4		
			363	8665	0.002	0.132	0.015	363	8665	0.010	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	363	8665	0.012	0.177	0.039	81.2		
			364	8720	0.007	0.125	0.032	364	8720	0.011	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	364	8720	0.019	0.162	0.053	61.2		
			347	8375	0.002	0.081	0.012	347	8375	0.009	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	347	8375	0.011	0.118	0.033	80.6		
			365	8753	0.007	0.163	0.042	365	8753	0.013	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0	0.029	0	365	8753	0.020	0.200	0.072	64.3		
			362	8665	0.005	0.091	0.023	362	8665	0.012	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	362	8665	0.017	0.137	0.046	73.0		
			361	8663	0.007	0.150	0.042	361	8663	0.013	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	361	8663	0.020	0.170	0.061	64.0		
			350	8378	0.006	0.171	0.036	350	8378	0.013	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0.027	0	350	8378	0.018	0.191	0.057	69.5		
小浜市 大野市 今立町 若狭町	小浜市 大野市 今立町 若狭町	住 住 住 住	362	8662	0.002	0.090	0.007	362	8662	0.008	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	362	8662	0.011	0.129	0.021	77.9	県 県 県 県	
			352	8491	0.002	0.079	0.011	352	8491	0.007	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	352	8491	0.009	0.104	0.029	79.2		
			357	8564	0.001	0.058	0.007	357	8564	0.006	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	357	8564	0.008	0.074	0.021	81.7		
			323	7894	0.002	0.089	0.015	323	7894	0.008	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	323	7894	0.010	0.118	0.033	78.2		

(注) 「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表 2 - 8 - 2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成16年度）

市町村	測定局	用途 地域	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO ₂ ）										窒素酸化物（NO + NO ₂ ）						設置 主体				
			有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	1時間値が 0.2ppmを超 えた時間数 とその割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその 割合	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数とそ の割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数とその 割合	日平均 値の年 間98% 値	98%値評 価による 日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数 （注）	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	年平均値 NO2 （NO+NO2）					
			日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日	日	時間		ppm	ppm	ppm	%
福 井 市	自 排 福 井 自 排 月 見 敦 賀 市 鯖 江 市	準工 商 商 準工	353	8563	0.023	0.200	0.072	353	8563	0.019	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0.032	0	353	8563	0.042	0.233	0.101	45.3	県 市 県 県
			365	8737	0.031	0.263	0.083	365	8736	0.026	0.070	0	0	0	0	0	0	17	4.7	0.041	0	365	8736	0.057	0.314	0.121	45.4	
			362	8658	0.015	0.146	0.041	362	8658	0.018	0.061	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.030	0	362	8658	0.033	0.201	0.068	54.4	
			362	8660	0.033	0.235	0.085	362	8660	0.021	0.069	0	0	0	0	0	0	0	0	0.034	0	362	8660	0.055	0.261	0.116	38.9	

(注) 「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表 2 - 9 - 1 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、平成16年度）

市町村	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均 値の 2 % 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (注)	設置 主体
						時間	%	日	%					
福 井 市	麻 生 津 未		363	8733	0.027	1	0	0	0	0.235	0.058	○	0	県 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市
	福 井 住		364	8714	0.024	1	0	0	0	0.218	0.052	○	0	
	セ ン タ ー 未		355	8541	0.023	0	0	0	0	0.190	0.055	○	0	
	石 盛 住		355	8579	0.024	0	0	0	0	0.181	0.055	○	0	
	河 合 未		363	8706	0.020	0	0	0	0	0.118	0.047	○	0	
	大 宮 住		361	8666	0.020	0	0	0	0	0.131	0.046	○	0	
	順 化 商		362	8684	0.021	0	0	0	0	0.107	0.047	○	0	
	今 市 未		362	8723	0.023	0	0	0	0	0.169	0.052	○	0	
	社 住		364	8731	0.021	0	0	0	0	0.102	0.045	○	0	
	足 羽 未		359	8660	0.020	0	0	0	0	0.166	0.050	○	0	
あわら市	芦 原 住		364	8741	0.026	0	0	1	0.3	0.161	0.057	○	0	県 市
	金 津 準工		362	8713	0.022	1	0	0	0	0.207	0.050	○	0	
三 国 町	中 川 未		363	8710	0.017	0	0	0	0	0.158	0.043	○	0	広域圏 県 町 町 町
	三 国 未		362	8698	0.027	6	0.1	0	0	0.340	0.057	○	0	
	三国南保育所		361	8697	0.024	0	0	0	0	0.184	0.059	○	0	
	宿 保 育 所 住		365	8757	0.026	0	0	0	0	0.159	0.058	○	0	
	安島保育所		352	8560	0.021	0	0	0	0	0.187	0.050	○	0	
丸 岡 町	丸 岡 住		360	8676	0.024	1	0	0	0	0.213	0.053	○	0	県 町
	北 丸 岡 未		362	8706	0.025	1	0	0	0	0.254	0.065	○	0	
春 江 町	春 江 未		354	8525	0.026	0	0	0	0	0.200	0.059	○	0	県 市
	坂 井 未		364	8730	0.025	3	0	0	0	0.277	0.060	○	0	
敦 賀 市	敦 賀 未		364	8720	0.022	1	0	0	0	0.226	0.050	○	0	県 市
	和 久 野 未		364	8717	0.022	2	0	0	0	0.272	0.049	○	0	
武 生 市	気 比 住		363	8724	0.022	0	0	0	0	0.167	0.049	○	0	県 市 市 市 市
	武 生 準工		364	8746	0.022	0	0	0	0	0.171	0.050	○	0	
	武 生 南 住		358	8668	0.022	1	0	0	0	0.201	0.049	○	0	
	味真野大気		359	8621	0.020	8	0.1	0	0	0.396	0.048	○	0	
	武 生 北 工		360	8638	0.017	0	0	0	0	0.153	0.040	○	0	
鯖 江 市	武 生 西 未		341	8364	0.016	0	0	0	0	0.129	0.040	○	0	県 市 市 市 市
	神 明 住		364	8717	0.024	0	0	0	0	0.186	0.052	○	0	
	鯖 江 住		352	8472	0.027	0	0	0	0	0.139	0.059	○	0	
	鯖 江 東 住		364	8749	0.021	1	0	0	0	0.314	0.048	○	0	
	御 幸 住		360	8690	0.024	0	0	0	0	0.154	0.051	○	0	
小 浜 市	小 浜 住		361	8695	0.022	1	0	0	0	0.388	0.052	○	0	県 市
	大 野 準工		363	8716	0.021	0	0	0	0	0.172	0.049	○	0	
今 立 町	今 立 住		362	8716	0.023	3	0	0	0	0.371	0.057	○	0	県 市
	若 狭 町 三 方 未		349	8379	0.020	1	0	0	0	0.213	0.048	○	0	

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 9 - 2 浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均 値の 2 % 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (注)	設置 主体
						時間	%	日	%					
福 井 市	自 排 福 井 準工		361	8658	0.026	0	0	0	0	0.133	0.053	○	0	県 市 市
敦 賀 市	自 排 敦 賀 商		364	8727	0.023	1	0	0	0	0.245	0.050	○	0	
鯖 江 市	自 排 丹 南 準工		364	8730	0.027	1	0	0	0	0.239	0.054	○	0	

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 1 一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局、平成16年度）

市町村	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数 (注)	設置 主体
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	日	%	ppm	ppm	有× 無○	日	
福井市	順 化 商		363	8738	0.3	0	0	0	0	0	0	4.0	0.7	○	0	市

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 2 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成16年度）

市町村	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数 (注)	設置 主体
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	日	%	ppm	ppm	有× 無○	日	
福井市	自排福井	準工	363	8704	0.4	0	0	0	0	0	0	1.8	0.7	○	0	県市
	自排月見	商	364	8725	0.6	0	0	0	0	0	0	8.0	1.0	○	0	
敦賀市	自排敦賀	商	364	8711	0.4	0	0	0	0	0	0	1.6	0.6	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	362	8693	0.5	0	0	0	0	0	0	1.8	0.8	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 11 - 1 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、平成16年度）

市町村	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間 値が0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間 値が0.12ppm 以上の日数と 時間数		昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日 最高 1 時 間値の年 平均値	設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福 井 市	麻 生 津	未	359	5238	0.027	43	221	0	0	0.099	0.041	県
	福 井 住	未	358	5267	0.026	24	101	0	0	0.081	0.039	
	セ ン タ ー	未	363	5356	0.028	44	197	0	0	0.093	0.043	
	河 合	未	365	5469	0.035	84	415	0	0	0.105	0.049	
	順 化	未	362	5218	0.021	5	17	0	0	0.070	0.031	
	今 市	未	365	5459	0.029	74	379	0	0	0.099	0.047	
	社	住	365	5438	0.028	46	232	0	0	0.092	0.043	
	足 羽	未	365	5466	0.032	79	404	0	0	0.102	0.048	
	あ わ ら 市	芦 原 住	365	5445	0.033	54	299	0	0	0.094	0.045	
		金 津 準工	365	5458	0.033	56	309	0	0	0.094	0.046	
三 国 町	三 国	未	353	5218	0.033	35	156	0	0	0.084	0.045	県
丸 岡 町	丸 岡	住	364	5386	0.029	31	130	0	0	0.079	0.041	県
春 江 町	春 江	未	344	5129	0.033	54	280	0	0	0.097	0.047	県
坂 井 町	坂 井	未	352	5188	0.033	53	245	0	0	0.094	0.046	県
敦 賀 市	敦 賀	住	365	5467	0.034	63	362	0	0	0.112	0.047	県
	和 久 野	住	365	5462	0.032	52	305	0	0	0.112	0.044	県
武 生 市	武 生	準工	365	5467	0.027	43	219	0	0	0.101	0.041	県
鯖 江 市	神 明	住	365	5452	0.030	72	392	0	0	0.104	0.046	県
	鯖 江	住	365	5451	0.029	61	313	0	0	0.096	0.045	県
小 浜 市	小 浜	住	365	5461	0.031	44	239	0	0	0.095	0.043	県
大 野 市	大 野	準工	365	5462	0.032	60	312	0	0	0.104	0.045	県
今 立 町	今 立	住	360	5371	0.028	52	279	0	0	0.107	0.043	県
若 狭 町	三 方	未	365	5443	0.033	63	392	0	0	0.106	0.045	県

(資料：環境政策課)

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表 2 - 11 - 2 光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局、平成16年度）

市町村	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間 値が0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間 値が0.12ppm 以上の日数と 時間数		昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日 最高 1 時 間値の年 平均値	設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福 井 市	自排月見	商	360	5204	0.015	1	1	0	0	0.064	0.023	市

(資料：環境政策課)

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表 2 - 12 - 1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、平成16年度）

市町村	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン						全炭化水素						設置主体
			測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合		6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを 超えた日数と その割合		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		
							最高値	最低値									最高値	最低値					最高値	最低値	
									時間	ppmC	ppmC	日													
福井市	福井	井	8236	0.11	0.12	343	0.45	0.00	50	14.6	12	3.5	8236	1.82	1.83	343	1.97	1.66	8236	1.93	1.95	343	2.29	1.68	県市 県 県 県
	順	化	8341	0.15	0.14	350	0.42	0.02	64	18.3	10	2.9	8342	1.85	1.86	350	1.97	1.68	8335	1.99	2.00	350	2.30	1.76	
三国町	三	国	8563	0.11	0.10	360	0.37	0.02	16	4.4	1	0.3	8566	1.83	1.84	360	2.05	1.69	8563	1.94	1.94	360	2.26	1.71	
敦賀市	敦	賀	8598	0.11	0.13	362	0.43	0.02	32	8.8	5	1.4	8599	1.85	1.86	362	2.10	1.65	8598	1.96	1.98	362	2.43	1.77	
鯖江市	神	明	8368	0.11	0.13	351	0.58	0.00	61	17.4	9	2.6	8368	1.81	1.83	351	2.06	1.68	8368	1.93	1.96	351	2.45	1.71	

（資料：環境政策課）

表 2 - 12 - 2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成16年度）

市町村	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン						全炭化水素						設置主体
			測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合		6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを 超えた日数と その割合		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		
							最高値	最低値									最高値	最低値					最高値	最低値	
福井市	自排福井	準工	8282	0.10	0.12	347	0.42	0.01	24	6.9	4	1.2	8282	1.81	1.83	347	2.09	1.67	8282	1.91	1.94	347	2.32	1.71	県市
	自排月見		商	8287	0.25	0.26	348	0.74	0.06	236	67.8	117	33.6	8287	1.90	1.93	348	2.14	1.73	8287	2.15	2.19	348	2.69	
敦賀市	自排敦賀	商	8597	0.14	0.16	361	1.28	0.04	59	16.3	15	4.2	8599	1.78	1.78	361	1.90	1.67	8597	1.92	1.94	361	3.07	1.77	県
鯖江市	自排丹南	準工	8632	0.21	0.23	363	0.64	0.02	214	59.0	78	21.5	8632	1.81	1.82	363	2.05	1.70	8632	2.02	2.05	363	2.50	1.80	県

（資料：環境政策課）

表 2-13-1 ばい煙発生施設市町村別届出状況（大気汚染防止法）

(平成17年3月31日現在)

施設種類	1 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		13 項		14 項		19 項		20 項		23 項		27 項		29 項		30 項		合 計		
	工場数	施設数	金属溶解炉	工場数	施設数	金属加熱炉	工場数	施設数	反 応	工場数	炉 乾	工場数	物 廃	工場数	焼 結	工場数	炉 塩素反応施設	工場数	アルミニウム製錬用電解炉	工場数	トリポリ燐酸製造用施設	工場数	硝酸吸収施設	工場数	ガスタービン	工場数	ディーゼル機	工場数	施設数	実工場数	施設数
市町村名	工場数	施設数	金属溶解炉	工場数	施設数	金属加熱炉	工場数	施設数	反 応	工場数	炉 乾	工場数	物 廃	工場数	焼 結	工場数	炉 塩素反応施設	工場数	アルミニウム製錬用電解炉	工場数	トリポリ燐酸製造用施設	工場数	硝酸吸収施設	工場数	ガスタービン	工場数	ディーゼル機	工場数	施設数	実工場数	施設数
市町村名	工場数	施設数	金属溶解炉	工場数	施設数	金属加熱炉	工場数	施設数	反 応	工場数	炉 乾	工場数	物 廃	工場数	焼 結	工場数	炉 塩素反応施設	工場数	アルミニウム製錬用電解炉	工場数	トリポリ燐酸製造用施設	工場数	硝酸吸収施設	工場数	ガスタービン	工場数	ディーゼル機	工場数	施設数	実工場数	施設数
福井市	194	416	2	10							12	16	11	16			1	4			1	1	1	1	1	7	15	224	480		
敦賀市	37	87			1	2					7	12	4	6	1	1											1	2	42	110	
武生市	59	124	2	2	5	13	14	1	9	6	10	4	5				1	1											83	170	
小浜市	20	33								3	6	3	4																27	43	
大野市	23	40								3	9	3	4																29	53	
勝山市	28	64								3	6	6	6																35	76	
鯖江市	45	109	1	1		1	1	4		3	7	2	3																50	121	
あわら市	38	88			1	1	4			3	9	3	5																46	107	
美山町	3	5																											3	5	
松岡町	3	6																											3	6	
永平寺町	3	7								1	2																		4	9	
上志比村	2	2																											1	2	
和泉村																															
三国町	47	101	2	15	1	19				2	6	2	3																49	144	
丸岡町	19	31								3	7	2	2																25	40	
春江町	23	45	1	2						3	7	1	1																28	55	
坂井町	10	15								1	5	1	1																10	21	
今立町	17	21								2	3																		19	24	
池田町	1	1										1	1																2	2	
南越前町	4	5								1	2																		5	7	
越前町	16	20			6	10				1	1																		23	31	
越廼村	1	1																											1	1	
清水町	8	22								1	2																1	3	10	27	
美浜町	8	10								2	3	1	1																10	14	
名田庄村																															
高浜町	3	7										3	4																9	11	
大飯町	1	2								1	1	1	2																4	5	
若狭町	11	18									3	6	1	1															15	25	
合 計	624	1,280	8	30	4	25	25	31	1	9	61	120	49	65	1	1	2	5			1	1	1	1	1	1	9	20	757	1,589	

(資料：環境政策課)

表 2-13-2 ばい煙発生施設市町村別届出状況（電気事業法・ガス事業法）

（平成17年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		1 3 項		2 9 項		3 0 項		合 計	
	ボ イ ラ ー		ガ ス 発 生 炉		廃 棄 物 焼 却 炉		ガ タ ー ビ ン		デ ィ ー ゼ ル 機 関			
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工 場 数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市			1	4			21	23	67	110	74	137
敦 賀 市	5	14			1	1	2	4	25	33	26	52
武 生 市							1	1	14	21	15	22
小 浜 市							1	1	4	4	5	5
大 野 市									6	9	6	9
勝 山 市							1	1	5	11	6	12
鯖 江 市							2	2	10	22	11	24
あわら市									5	6	5	6
松 岡 町							1	1	2	3	3	4
永平寺町							1	2	1	2	2	4
和 泉 村									1	1	1	1
三 国 町									12	19	11	19
丸 岡 町							2	2			2	2
春 江 町							1	1	4	4	1	5
越 前 町									3	8	3	8
越 廼 村									2	2	2	2
清 水 町							3	3	1	1	4	4
美 浜 町	1	2							4	11	4	13
高 浜 町	1	4							5	14	6	18
大 飯 町	1	3							1	9	1	12
若 狭 町									2	3	2	3
合 計	8	23	1	4	1	1	36	41	174	293	190	362

（資料：環境政策課）

表 2-14 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成17年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場		コ ン ベ ア		破 碎 機 ・ 摩 砕 機		ふ る い			
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市	11	13	12	44	11	31	5	7	17	95
敦 賀 市	11	24	11	100	6	24	7	18	18	166
武 生 市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36
小 浜 市	1	1	5	19	2	6	1	1	5	27
大 野 市	3	9	4	21	3	10	1	1	5	41
勝 山 市	5	7	7	33	7	17	2	4	7	61
鯖 江 市	5	8	3	3	2	2			6	13
あわら市	2	5	3	8			1	1	6	14
美 山 町	1	1	2	3	1	2			3	6
松 岡 町			1	18	1	7	1	3	1	28
永平寺町	4	5	2	2	2	5	1	2	4	14
三 国 町	4	4							4	4
丸 岡 町	3	4	4	19	4	14	3	6	14	43
坂 井 町	1	1							1	1
南越前町	3	7	2	10	2	14	1	1	3	32
高 浜 町	2	2	1	1	1	1			4	4
若 狭 町			1	1	1	2	1	1	1	4
合 計	60	95	62	299	47	147	26	48	104	589

（資料：環境政策課）

表 2-15 一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・ガス事業法）

（平成17年3月31日現在）

(平成17年5月31日現在)										
施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆	積 場	コ	ン ベ ア	破 砕 機	・ 摩 砕 機	ふ	る い		
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
敦 賀 市	1	1	2	11	1	2	1	2	2	16
合 計	1	1	2	11	1	2	1	2	2	16

（資料：環境政策課）